

道の駅「みそぎの郷きこない」内コインロッカー使用規定

(目的)

第1条 この規定は、道の駅「みそぎの郷きこない」(以下「道の駅」という。)内のコインロッカー(以下「ロッカー」という。)使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置及び個数)

第2条 コインロッカーの位置及び個数は、次のとおりとする。

- ・位置 道の駅24時間風除室内
- ・個数 中型ロッカー(W346D570H505) 12個
大型ロッカー(W346D570H774) 4個

(使用用途)

第3条 ロッカーの用途は、木古内町内を周遊する際の手荷物を収容する。収容するものはすべてロッカー内に納め、鍵を必ずかける。なお、次に掲げるものを収容してはならない。

- (1) 現金及び有価証券
- (2) 貴重品(重要な物品、書類、資料等を含む)
- (3) 揮発性もしくは毒性のあるもの、または爆発物等の危険物
- (4) 銃砲刀剣類等、または法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- (5) 盗品、その他犯罪によって得られたもの
- (6) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
- (7) ロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの
- (8) 精密機器、ガラス・陶器などのこわれやすいもの
- (9) その他、保管に適さないと認められるもの

(使用条件)

第4条 ロッカーの使用は、午前8時から翌日の午前8時までの24時間以内とする。

(使用料)

第5条 ロッカーの使用料については、100円のリターン式とし無償とする。ただし、使用期間を過ぎた場合は下記使用料を支払うものとする。

- ・中型ロッカー 超過一日につき、200円
- ・大型ロッカー 超過一日につき、300円

(収容品の保管)

第6条 使用期間を過ぎてロッカーを引き続き使用されている場合には、道の駅管理者においてロッカーを開き、収容品の内容を確認のうえ、道の駅事務室で保管する。保管中の収容品を引き取る場合は、道の駅管理者へ申し出をしない

なければならない。なお、30日経過後も収容品の引き取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、道の駅管理者で収容品を処分することができる。

(収容品の撤去等)

第7条 次の事由が生じた場合は、道の駅管理者の判断でロッカー内の物品を撤去することができる。

- (1) 前条の規定による保管期限を超えた場合
- (2) 第3条の規定による収容してはならないものに該当する場合、またはその疑いがある場合
- (3) 道の駅使用者等の身体、財産に被害が及ぶおそれのある場合
- (4) その他、道の駅管理者が必要と認める場合

(管理責任)

第8条 ロッカーの収容品については各使用者が責任をもって管理し、ロッカーの鍵は各使用者が保管する。なお、使用者が鍵を紛失した場合は、施錠装置の交換代金として2,500円(実費)を道の駅管理者へ支払うものとする。

(使用者の賠償責任)

第9条 ロッカーを破損した場合または他のロッカーの収容品に損害を与えた場合など、使用者が道の駅管理者または第三者に与えた損害は、使用者が賠償の責を負う。

(道の駅管理者の免責事項)

第10条 ロッカーの収容品に滅失またはき損等の損害が生じた場合であっても、次の各号に該当する場合には、道の駅管理者はその賠償の責を負わない。なお、第7条及び第8条により保管中の収容品にも本条を適用する。

- (1) 第3条の規定による収容してはならないものが収容されていたとき
- (2) 鍵の紛失または盗用により使用者が損害を受けたとき
- (3) ロッカーの誤使用によるとき
- (4) 司法権の発動により、関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められたとき
- (5) 天災地変その他不可抗力によるとき
- (6) その他道の駅管理者の責めに帰さない事由によるとき。

付 則

この規定は、平成28年3月26日から施行する。